

簡易専用水道の管理状況を示す書類（No. 1）

施設の概要

施設名称				建築物環境衛生管理技術者名			免状番号	第	号
建築物の主用途	店舗・事務所・学校施設・宿泊施設・娯楽施設・集会場施設・その他（ *用途が複合している場合は最も多く床面積を占める用途を選択してください。）						竣工年月	年	月
給水方式	高置水槽式・圧力タンク式・加圧ポンプ直送式・その他（			利用者数	人	使用水量	m ³ /月		
項目	有効容量	槽数	形状	設置場所	材質				
受水槽	m ³	槽	床置型・床下型	屋内・屋外	FRP製 木製	鉄筋コンクリート製 鋼板製	ステンレス鋼板製 その他		
高置水槽等	m ³	槽	床置型・床下型	屋内・屋外	FRP製 木製	鉄筋コンクリート製 鋼板製	ステンレス鋼板製 その他		
防錆剤の使用	（有・無）種類（			減菌器の使用	（有・無）				
給水設備の更新（受水槽含む）	（有・無）			更新後の使用開始日	年	月	日		

1. 施設の外観状況

検査項目	判定基準	管理状況		備考
		受水槽	高置水槽等	
1. 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	26	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	27	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	28	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	29	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	30	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	31	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	32	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	33	
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	34	
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	35	
4. 水槽内部の状態	污泥赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ・塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	36	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	37	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	38	
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	14	39	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	40	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	41	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	17	42	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	43	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19	44	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20	45	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	21	46	

注1：管理状況の欄は、特に指定がある場合を除き、適「○」、一部不適「△」、要改善「×」、該当なし「-」の記号で記入して下さい。

なお、一部不適「△」、要改善「×」がある場合は、その内容を備考欄に記入して下さい。

注2：施行規則とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、施行規則第4条

注3：指導要綱とは、札幌市特定建築物衛生指導要綱

簡易専用水道の管理状況を示す書類（No. 2）

7. 水槽の 通気管の 状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22	47	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23	48	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24	49	
8. 水槽の 水抜管の 状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	25	50	
9. 給水管等の 状態	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。			51
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。			52

2. 水質検査（給水栓末端の水の外観検査及び残留塩素の検査の状況）

検査項目	判定基準等	管理状況	残留塩素について	
10.臭気 ₅₃	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。		1年間を通じて最も多く出現する (採水場所)	
11.味 ₅₄	給水栓における水に異常な味が認められないこと。		残留塩素の含有率	mg/ℓ ()
12.色 ₅₅	給水栓における水に異常な色が認められないこと。		"	mg/ℓ ()
13.色度 ₅₆	五度以下であること。	度	"	mg/ℓ ()
14.濁度 ₅₇	二度以下であること。	度	*色度・濁度は建築物における衛生的環境の確保に関する法律による水質検査の数値を記入して下さい。	
15.残留塩素 ₅₈	検出されること。	検出	不検出	*0.1mg/ℓ以上保持（施行規則:注2）
	残留塩素の測定頻度	週1回	毎日	*床下型受水槽は毎日（指導要綱:注3）

末端給水栓における遊離残留塩素が検出されない場合

高置水槽等	mg/ℓ	受水槽	mg/ℓ	直結給水栓	mg/ℓ
-------	------	-----	------	-------	------

3. 水質検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく法定の水質検査の状況）

水質検査	管 理 状 況			実 施 者（委託会社名等）
6ヶ月以内ごとに1回	全項目検査 (16項目)	採水日 平成 年 月 日	異常(有・無)	
	一部省略検査 (11項目)	採水日 平成 年 月 日	異常(有・無)	
1年以内ごとに1回、6月1日 ～9月30日の間に実施	トリハロメタン 等の検査	採水日 平成 年 月 日	異常(有・無)	

4. 書類の整理等に関する状況

検査項目	判定基準等	管理状況	保存場所
16. 書類の整理 及び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及びシステムを明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び、水槽の掃除の記録その他の必要な帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	59	

検査項目	管 理 状 況	備 考
給水設備（貯水槽・給水ポンプなど） の点検頻度	週1回・毎日・その他(1回) *給水設備（貯水槽、給水ポンプなど）の点検は、7日以内ごとに1回定期に行うこと。（指導要綱:注3）	
(備考)		

(特建 2015/04)